

保険薬局部会ニュース

令和7年7月7日
広島県薬剤師会保険薬局部会

お盆中の調剤について

要件を満たす薬局が、8月13日・14日・15日、地域薬剤師会の輪番制で当番薬局として開局した際は、時間外加算を算定することができます。(2024年版保険薬局業務指針P107参照)

この場合、店内に輪番制で開局している旨を掲示し、時間外扱いであることを告知してください。明細書の発行が義務づけられており、患者に説明できない加算を算定することはできません。

地域薬剤師会の輪番制に参加するには、広島県薬剤師会薬局情報登録が必要ですので、所属の地域薬剤師会にご確認ください。

